

『職長等の能力向上教育』 (製造業及び一般コース)

労働安全衛生法で定める『職長等の教育』(労働安全衛生法第60条)を修了後、法第19条の2第2項の規定に基づき、定期的に(5年毎)に再教育を行うなどレベルアップをはかり、能力向上を充実することが義務付けられています(平成3年1月21日付基発第39号)。

よって、当協会では、製造現場の責任者として日々活躍されている職長の方々の能力向上を目的とした能力向上教育を実施しますので、この機会に受講されることをお勧めします。

1. 受講対象者

- ① 平成18年4月1日以降に「法定職長教育」を修了後、概ね5年を経過した方(RA修了者)
- ② 平成18年3月31日以前に「法定職長教育」を修了され、その後リスクアセスメント教育を修了された方。

(当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます)

2. 日 程

開催日	場 所	時 間
2019年9月27日(金)	若松市民会館(2階 第三集会室)	9:10~17:25
2020年3月6日(金)		

3. 受講料(消費税込み)

2019年4月1日~9月30日まで(消費税8%を含む) (単位:円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下各地区基準協会会員	8,640	1,620	10,260
一 般	10,800		12,420

2019年10月1日以降(消費税10%を含む) (単位:円)

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下各地区基準協会会員	8,800	1,650	10,450
一 般	11,000		12,650

4. 講習内容 合計7時間

内 容		時間(hr)
1	安全管理上の問題点と対策	2.0
2	安全管理上の手法(リスクアセスメントの概要含む)	4.0
3	災害事例研究と関係法令	1.0
合 計		7.0

5. 申込み方法

- ① 受講申請書に必要事項を記入の上、「職長等の教育」または「職長・安全衛生責任者教育」修了証の写しと一緒に郵送又はFAXで若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み(ご入金)確認後、受講日の1週間前を目処に送付します。

6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階
TEL:093-751-6563、FAX:093-863-6567
受講料振込先:北九州銀行若松支店 普通預金:6072367 若松労働基準協会
(振込手数料は貴社にてご負担願います)

FAX:093-863-6567

【職長等の能力向上教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日	現住所
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
		(昭和・平成)	〒
所属 事業所	所在地	〒	
	事業所名 (印不要)	業種.....製造業.....建設業.....その他.....	
		TEL	FAX
連絡先	担当者所属・氏名	(電話)	
		(FAX)	
【受講希望日】	月 日	受講料振込予定日	年 月 日
		受講料(合計)	円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名:若松・その他()協会]			
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない			

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿